

入札説明書

令和6年10月30日に公告した 加茂発電所 静電浄油機の購入に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に対して、仕様書に関する質問・回答書により、説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 購入物品及び数量 | 静電浄油機 1台 |
| (2) 購入物品の規格等 | 仕様書のとおり |
| (3) 納入期限 | 令和7年3月21日（金） |
| (4) 納入場所 | 加茂発電所（津山市加茂町塔中地内） |

2 入札に参加できる者の資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号。以下「審査要領」という。）第7条第2項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (2) 入札参加資格者名簿上の営業種目が「大分類6. 機械器具類」であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 審査要領第9条第1項の規定による入札参加の停止の措置を受けていないこと。
- (6) 岡山県から物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者はその申立てがなされていない者とみなす。

3 調達契約に関する事務を担当する課等の名称

〒701-1221

岡山市北区芳賀5314番地

岡山県企業局発電総合管理事務所総務課

電話番号 086-286-8081

ファックス番号 086-286-8256

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 入札手続等

(1) 入札参加資格確認申請書の配布及び方法

- ア 配布期間 令和6年10月30日から令和6年11月13日まで
- イ 配布場所 上記3の場所に同じ
なお、岡山県企業局ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/site/14/>) からダウンロードできる。

(2) 仕様書の閲覧及び配布

- ア 閲覧・配布期間 令和6年10月30日から令和6年11月20日までの
午前9時から午後4時まで
- イ 閲覧・配布場所 上記3の場所に同じ

(3) 仕様書に対する質問の受付

- ア 受付期間 令和6年10月30日から令和6年11月8日までの
午前9時から午後4時まで
- イ 方法 「仕様書に関する質問・回答書」をファックスにより提出すること。
- ウ あて先 086-286-8256

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- ① 一般競争入札（条件付）参加申出書
《以下は①の添付書類》
- ② 入札物品の技術仕様書
- ③ 入札物品の構成内訳書
- ④ 入札物品の性能が確認できる資料（カタログ等）

- ア 提出期間 令和6年10月30日から令和6年11月13日までの
午前9時から午後4時まで
- イ 提出場所 上記3の場所に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(5) 入札参加資格要件の審査

ア 事前審査

一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者について、上記2の(1)から(3)まで及び(5)から(7)までの事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。

この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

イ 事後審査

上記アの事項を除く入札参加資格要件の審査は開札後に行う。

事後審査は、入札参加資格要件をすべて満たしている者1名を確認するまで、最低価格入札者（最低制限価格を設定している場合は、当該最低制限価格を上回る最低価格入札者）から入札価格の低い順に行い、入札条件に不適合と認められる者があった場合には、当該入札参加者にその旨を通知する。

ウ 入札参加資格がないとされた理由の説明要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記3のあて先にファックスにより、入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

6 入札

入札に参加する者は、入札書を次のとおり提出しなければならない。

(1) 入札の日時及び場所

- ア 日時 令和6年11月21日 午前10時
イ 場所 岡山市北区芳賀5314番地
岡山県企業局発電総合管理事務所 第2会議室
ウ 提出方法 持参（郵送又は電送による入札は認めない。）

(2) 入札方法

ア 入札書の記載方法

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、入札参加資格審査申請の際に記載した契約を締結する権限を有している者について記入し、岡山県企業局との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち課税対象の金額に当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額に非課税額を足した金額を入札書に記載すること。

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。（詳細は仕様書参照）

イ 代理人による入札

入札に際し、代理人が入札を行う場合は、契約を締結する権限を有している者からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、契約を締結する権限を有している者について記入の上、当該受任者（代理人）の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印（受任印）を押印すること。

(3) その他

ア 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。

なお、入札金額の訂正は認めない。

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ウ 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを中止することがある。

エ 入札をした場合において、落札候補者がいないときは、直ちにその場において再度入札を行う。

オ 入札に際し、入札者又はその代理人が本人であることを確認するため、運転免許証等の提示を求められることがある。

カ 一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者が入札の参加を辞退する場合は、上記(1)の日時まで、辞退届を提出すること。

7 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

8 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 上記2の入札に参加できる者の資格のない者のした入札

- (2) 申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 上記5の(5)のイに規定する事後審査において入札条件に不適合と認められた者のした入札
- (4) その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

9 落札者の決定方法

- (1) 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を第1順位落札候補者とする。
- (2) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ第1順位落札候補者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 落札決定は、上記5の(5)のイの事後審査が完了した後に行う。
なお、審査に1週間程度を要する場合もある。
- (4) 落札候補者が提出した技術仕様書及び構成内訳書を審査した結果、企業局が提示した条件に適合しないと認められた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、上記(1)に規定する予定価格の制限の範囲内でそのものに次ぐ価格を提示した者（落札候補者を上記(2)のくじにより決定した場合は、落札候補者と同価の入札をした他の者）を落札候補者とする。
- (5) 入札者及び落札者の名称並びに入札金額を公表する。

10 契約書の作成

契約書を作成する。

11 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

12 その他

- (1) 公告に示した物品を確実に納入し、当該物品の納入後、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供すること。（詳細は仕様書参照）
- (2) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。